

農業経営基盤強化促進法政省令の改正

アグリ・フードニュースレター

2025年3月13日号

執筆者:

[杉山 泰成](#)

y.sugiyama@nishimura.com

[鈴木 健也](#)

ke.suzuki@nishimura.com

[松本 直己](#)

na.matsumoto@nishimura.com

[川崎 一輝](#)

i.kawasaki@nishimura.com

農業分野への企業参加の活性化を踏まえた農地法制の見直しに関しては、当グループの2024年10月「農業経営基盤強化促進法の改正」¹及び2024年11月「農業経営基盤強化促進法の改正－施行令・施行規則案に関する続報」²の各ニュースレターでも概説したところですが、その後、2025年1月24日に「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」（以下「整備省令」といいます。）が公布されました（施行日は2025年4月1日³）。また、別途農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令関係等についてのパブリックコメントに対する回答も公表されました。

整備省令の内容は、パブリックコメント募集時の政省令案の概要に沿ったものとなっていますが、本稿では、整備省令に基づき改正された農業経営基盤強化促進法施行規則（以下「強化促進法施行規則」といいます。）、農地法施行規則（以下「改正農地法施行規則」といいます。）及び農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（以下「投資円滑化法施行規則」といいます。）とアグリビジネス（法）実務に対する影響に関して概説します。

尚、本稿の執筆に際しては一部当局照会も行っておりますが、当職らの私的見解を表すものであり、当職らの所属組織の見解及び当局の見解等を表示するものではありません。

1. 農業経営基盤強化促進法への影響

(1) 認定経営発展法人の2類型について

2024年6月に公布された「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「整備法」といいます。令和7年政令第14号により、2025年4月1日施行とされています。）による改正後の農業経営基盤強化促進法（以下「改正強化促進法」といいます。）16条の5では、認定経営発展法人について農地所有適格法人に通常適用される株主要件を緩和し、

(ア) (a)関連事業者等（農業経営改善計画において農業経営改善措置として出資していることが必要）、(b)

¹ https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/agri_food_241016

² https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/agri_food_241108

³ 整備省令2条中農地法施行規則11条1項の改正規定の一部、同条第2項各号列記以外の部分の改正規定及び別記様式（第74条関係）の改正規定は公布の日から施行されます。

整備法による改正後の農地法施行規則及び農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下「改正投資円滑化法」といいます。）に基づく承認会社（≒アグリビジネス投資育成株式会社）及び(c)農業関係者が同法人の議決権の3分の1超（拒否権付株式については過半数）を保有し、かつ(イ)(a)提携事業者⁴及び(b)(ア)に記載する者が同法人の議決権の過半数を保有することで足りるとされています。

上記の通り、認定経営発展法人についても農業経営改善計画において農業経営改善措置として出資している関連事業者等がいることを前提としていること及び農業経営発展計画を整備した場合の農業経営改善計画の失効・取下げ等について定めた規定はありません。従って、認定農業者は、農業経営発展計画の認定を受けて認定経営発展法人となった場合であっても、引き続き認定農業者としての地位及びその根拠となる農業経営改善計画を維持することが原則形態であると考えられます。一方で、認定経営発展法人となる要件として改正強化促進法16条の2第1項1号に基づき、一定期間認定農業者であった必要がありますが、「受けていた期間」との文言が示す通り、認定経営発展法人の認定を受ける時点で認定農業者であることは必須ではないと解される余地もあります。

従って、経営発展法人には、原則的形態として認められている以下(A)の形態の他、条文上以下の(B)の形態がありうるようになります。

- (A) 認定農業者“兼”経営発展法人（農業経営改善計画及び農業経営発展計画の双方を維持）…便宜上A種経営発展法人とします。
- (B) 認定農業者ではない経営発展法人（農業経営発展計画のみを維持）…B種経営発展法人とします。

(2) 認定経営発展法人の株主構成について

上記の通り、改正強化促進法においては認定農業者及び経営発展法人を兼ねる法人が予定されていることから、従来の認定農業者に対する規制の適用関係を整理する必要があります。尚、前提となる議決権要件の詳細は脚注No.1及びNo.2に引用しております従前のニュースレターをご参照ください。

具体的には、従来より認定農業者に出資を行う関係事業者等は、認定農業者の議決権の過半数を保有できる耕作又は養畜の事業を行う個人及び農地所有適格法人（以下「農業関連事業者等」といいます。）でない限り認定農業者の議決権の半数未満までしか保有できないこととされてきました（改正強化促進法施行規則14条2号口）⁵。一方で、改正強化促進法16条の5においては、規定上は上記(ア)の3分の1超（拒否権付株式については過半数）の保有にカウントされる関連事業者等は、農業関連事業者等に限定されていません。つまり、経営発展法人については、農業関連事業者等ではなくとも当該法人の議決権の過半数を保有することができるのに対して、当該経営発展法人が認定農業者を兼ねることとなる場合には農業関連事業者等ではない者は当該法人の議決権の過半数を保有することができないという解釈が生じる可能性があります。

例えば、認定農業者の株主構成が、A：農業関係者（個人）20%、B：認定農業者である農地所有適格法人（農業関連事業者等）40%、C：関連事業者等である一般事業法人（一般関連事業者等）20%、D：関連事業者等ではない一般事業法人20%とされている場合、認定経営発展法人となるにあたって、CがBの全株式を譲り受けて、A：農業関係者（個人）20%、C：関連事業者等兼提携事業者である一般事業法人（一般関連事業者等）60%、D：関連事業者等ではない一般事業法人20%となるような事例も考えられます。

⁴ この他、農業経営発展計画の認定申請の際に、提携事業者である法人については、5%以上の株式・出資持分を有する主要株主の情報に関する書面の提出も要求されています（改正強化促進法施行規則15条の7第2項5号）。

⁵ 当該要件は認定を受ける際の要件ではありますが、変更の認定を受ける際にも準用されています。

【認定農業者】

A：農業関係者 (個人 20%)	B：農業関連事業者等 (40%)	C：一般関連事業者等 (20%)	D：一般事業法人 (20%)
---------------------	---------------------	------------------	-------------------



【認定経営発展法人】

A：農業関係者 (個人 20%)	C：一般関連事業者等兼提携事業者 (60%)	D：一般事業法人 (20%)
---------------------	------------------------	-------------------

この場合には、

- ① 一般関連事業者等による議決権保有により改正強化促進法 16 条の 5 の要件を充足できるのか。
- ② A 種経営発展法人の場合に、改正強化促進法施行規則 14 条 2 号口に従い農業関係者及び農業関連事業者等が議決権の過半数を保有することを引き続き要請されるか。

が問題となります。

まず①については、一般関連事業者等によっても 3 分の 1 の議決権要件を充足できるとすると、農地所有適格法人の議決権株式の全部を農業に従事しない個人・法人によって保有できることになり、農地所有適格法人制度の基本的要請に反することになり、また立法資料等を見ても議決権 3 分の 1 要件の適用対象者となるのは、農業関係者との記載があることから、改正強化促進法 16 条の 5 に言及する関連事業者等とは、農業関連事業者等に限定される解釈・運用が行われるものと解されます。

②について、まず B 種経営発展法人の場合には、認定農業者としてのステータスは保持していないため、改正強化促進法施行規則 14 条 2 号口に基づく農業関連事業者等による議決権の過半数保有要件は適用されないことは明確です。一方、A 種経営発展法人の場合ですが、この原則的な場合にも常に改正強化促進法施行規則 14 条 2 号口が適用されると解すると、新たに経営発展法人の株主構成要件を定めた趣旨が没却されてしまうことから、経営発展法人については、改正強化促進法 16 条の 5 の規定により、改正強化促進法施行規則 14 条 2 号口の規定が上書きされたものと解するのが妥当です。

従って、上記設例で認められる経営発展法人は、農業関係者（個人）及び農業関連事業者等が合計で議決権の 3 分の 1 超を保有し、かつ農業関係者（個人）、農業関連事業者等及び提携事業者が議決権の過半数を保有するような場合になると思われます。

A：農業関係者 (個人 20%)	B：農業関連事業者等 (13.4%)	C：一般関連事業者等兼提携事業者 (46.6%)	D：一般事業法人 (20%)
---------------------	--------------------	--------------------------	-------------------

尚、A 種経営発展法人の場合、農業経営改善計画と農業経営発展計画の内容にはオーバーラップする部分も

あると考えられます⁶。また、改正強化促進法は農地転用について、農業経営改善計画に基づく改正強化促進法 12 条 6 項に基づく協議・同意手続及び農業経営発展計画に基づく同法 16 条の 2 第 6 項に基づく協議・同意手続をそれぞれ定めることとなります。これらの点の具体的な処理については、今後ガイドライン等で指針が示されるものと予想されます。

また、改正強化促進法 14 条の 3 においては従来から認定農業者に関する日本政策金融公庫による資金の貸付に関する規定を置かれており、スーパーL 資金の融資が実務化されていますが、同条の適用範囲は条文上は、経営発展法人にまで拡大されていません。従って、B 種経営発展法人の場合に、日本政策金融公庫からの融資支援が受けられるかについては今後の動向に留意する必要があります。

(3) 株主としての提携事業者について

改正強化促進法では、その農業経営に必要な物資の供給若しくは役務の提供を受け、又はその農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を行う相手方を「提携事業者」としていますが（改正強化促進法 16 条の 2 第 1 項本文、16 条の 2 第 2 項 2 号、16 条の 5）、その具体的内容は、パブリックコメント募集時の政省令案の通りとなっており、具体的には以下の通り食品事業者と地銀・食品事業者主導ファンドに分類されています。

(1) 食品事業者

強化促進法施行規則 15 条の 10 第 1 号では、以下の者が「食品事業者」とされています。

- ① 農畜産物を原材料とする製造・加工の事業（製造・加工されたものが飲食の用に供されるものである事業に限る。）を営む者
- ② 農畜産物若しくは農畜産物加工品の流通・販売の事業を営む者
- ③ 農畜産物、農畜産物加工品又はこれらを材料として調理されたものを提供する事業を営む者

(2) 地銀・食品事業者主導ファンド

強化促進法施行規則 15 条の 10 第 2 号では、改正投資円滑化法に基づく承認組合であって、以下のいずれかの者が農林漁業法人等投資育成事業の実施において主導的な役割を果たす者を提携事業者としています。

- ① 地方銀行、地方銀行の子会社又は地方銀行の持株会社
都市銀行については、主導的役割を果たす者としては含まれないことになっています。「地方銀行が地域経済振興に寄与する役割を持ち、地域農業の発展への寄与等を求める本特例制度との親和性が高いこと」が理由とされています（パブリックコメント回答 P.14）。
- ② 信用金庫・信用協同組合又は信用金庫・信用協同組合の子会社
- ③ 食品事業者又は食品事業者を子会社とする会社（その子会社（食品事業者に限る。）の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が 100 分の 50 を超える会社に限る。）

上記③は「食品事業者を子会社とする会社」を対象とする一方で、「食品事業者の子会社」は含まれておりませんが、食品事業者の子会社については「不動産業などの他業種も含まれ得るところ、必ずしも農業生産と結びつきが強いと言えないこと」から対象には含まれません（パブリックコメント回答 P.17）。

ただし、「提携事業者の追加等の要件の変更については、今後制度の運用状況を見ながら検討をさせていた

⁶ 例えば、農業経営改善計画に記載される農業経営の改善に関する目標及び当該目標を達成するための措置（改正強化促進法 12 条 2 項 2 号及び 3 号）と農業経営発展計画に記載される農業経営の発展に関する目標及び当該目標を達成するための措置（改正強化促進法 16 条の 2 第 2 項 1 号、3 号）は同一内容となる可能性が高い（農業経営改善のための目標・措置が、認定経営発展法人化に伴い、農業経営発展のための目標・措置にバージョンアップする）と思われる。また、関連事業者等と提携事業者である食品事業者にもオーバーラップが見られることから、農業経営改善計画と農業経営発展計画の記載内容の整合性、相互引用等をどのように計っていくのかは今後の課題と思われます。

だきます。」とされていることから（パブリックコメント回答 P.14、17）、今後の投資円滑化法ファンドの組成状況や実務上のニーズに従って、提携事業者の範囲もアップデートされることが予想されます。

この他、主導的な役割の判断は、形式的な出資額等で判断されるのではなく、実体を踏まえて判断がなされること（パブリックコメント回答 P.16）及び承認組合が金銭的な出資のみを行う場合であっても、提携事業者に要求される「物資又は役務」の取引の要件を充足すること（パブリックコメント回答 P.22）が確認されています。

(4) 役員要件について

改正強化促進法施行規則においては、認定経営発展法人の役員要件については特段の手当はされていません。従って、認定経営発展法人においてもその役員は

- ① B 種経営発展法人の場合は、認定農業者としてのステータスは喪失しているため、農地法の原則に従い、農業常時従事者である株主が役員の過半数を占めるのが原則であり、
- ② A 種経営発展法人の場合についても、改正強化促進法 16 条の 5 により、株主要件に関する改正強化促進法 14 条の 2 第 2 項及び改正強化促進法施行規則 14 条 2 号が上書きされると解される以上、役員要件の特則に関する改正強化促進法 14 条の 2 第 2 項の規定の適用も排除され、農業常時従事者である株主が役員の過半数を占める必要があると解されます。

このため、A 種／B 種経営発展法人において、提携事業者である食品事業者や地銀・食品事業者ファンドが認定経営発展法人の議決権の 3 分の 2 を保有する場合であっても、役員構成の面では半数未満の役員しか派遣できないこととなります。このような役員構成は、投資ファンドの役員派遣の一般的なポリシーとは齟齬を来す可能性はありますが、この点については農業法人制度から不可避の制約であるとして、ファンドサイドの理解を求めるか、或いは将来の立法による解決を待つことが必要になると考えられます。

(5) 認定経営発展法人による営農型太陽光発電への従事

今回の整備施行規則の公布と同時に改正強化促進法 16 条の 2 第 5 項 6 号に規定する、農業経営発展計画の適正及び効果的実施の確保に必要な基準として、農林水産省告示 176 号が公布されています。同告示 2 号においては、改正強化促進法 16 条の 2 第 2 項 4 号に掲げる農業経営の発展に関する目標を達成するための措置が、農地法 2 条 3 項 1 号に規定する農業に直接関連するものであることが要求されていますが、その農業の対象から明示で改正農地法施行規則 2 条 6 号に規定する営農型太陽光発電事業が除外されています。このことは、営農型太陽光発電の不適正事例の指摘に伴って、農地法施行規則改正による参入・モニタリング規制の強化と背景を同一にした処置ではないかと推測されます。

発電部分と営農部分への人的・金銭的資源の適正な配分がなされ、休耕地や耕作放棄地を営農型太陽光発電を利用して回復させるようなプロジェクトを推し進めることによって、特に飲食の用に供される農産物を生産するような事例⁷については法令の目的に沿うものであると判断され、将来的には上記の目標達成のための措置に追加される可能性もあると考えられます。

⁷ 執筆現在、必ずしも飲食の用に供しない農産物が生産されている事例もあると理解をしています。

2. 農地法への影響

(1) 拒否権付種類株式について

整備法においては、改正農地法 2 条 3 項 2 号に規定する農地所有適格法人の議決権要件として、普通株式の議決権に加えて、いわゆる拒否権付種類株式に係る種類株主総会における議決権の過半数についても、農業関係者が保有することを要求しています。この改正に伴い、

- ① 認定農業者については、改正強化促進法施行規則 14 条 2 号ロにおいて、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人である関連事業者等は、認定農業者の普通株式の議決権の過半数に加えて、拒否権付種類株式に係る種類株主総会における議決権の過半数についても保有することが要件とされ、さらに
- ② 上記 1.(1)の通り、認定経営発展法人については、改正強化促進法 16 条の 5 により、関連事業者等、アグリビジネス投資育成会社及び農業関係者が同法人の拒否権付種類株式の種類株主総会における議決権の過半数を保有することが要件とされています。

(2) 農地の信託による所有権等の引き受けについて

農業経営発展計画に認定経営発展法人が所有権・使用収益権を取得しようとする農用地に関する情報を記載する場合に、信託の引き受けにより農用地について所有権・使用収益権を取得する場合には、当該信託契約の内容を記載すべきものと規定しています（改正強化促進法施行規則 15 条の 9 第 4 号イ、同号ト）。この規定については、農地の信託を禁止する農地法 3 条 2 項 3 号の例外規定として、認定経営発展法人に対しては農地の信託譲渡が可能であることを許容するかのようにも読めます。しかし、所有権・使用収益権を取得する農用地の情報を農業経営発展計画に記載する場合には、農林水産大臣は農業委員会に協議し、その同意を得なければならないとされ、農業委員会は、農地法 3 条 2 項の規定により同条 1 項の許可をすることができない場合でない場合に当該同意をするとされています（改正強化促進法 16 条の 2 第 4 項、同条 5 項）ので、農地法の原則通り農業経営発展計画に基づく場合であっても、農業委員会の同意は得られないものと解されます⁸。従って、上記規定は農地の信託を禁止する農地法の原則の例外を認めたものではないと考えられますので注意が必要です。

3. 農地法施行規則及び農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法への影響

改正投資円滑化法施行規則との関係では、承認会社又は承認組合による投資先の農地所有適格法人に対する議決権の保有割合が整備規則により変更されました。

従前は、承認会社（アグリビジネス投資育成会社を含む。）及び承認組合は、農地所有適格法人の議決権の 50%超を保有してはならない旨規定していました（尚、農地賃借法人については制限はなく 100%まで可能）が、今回の改正でこの規制はアグリビジネス投資育成会社以外の承認会社にのみ適用されるようになりました。上記の通り、地銀・食品事業者ファンドである承認組合は提携事業者となりますので、普通株式の議決権の 3 分の 2 未満及び拒否権付き種類株式の議決権の 2 分の 1 未満まで取得・保有することが可能にな

⁸ 尚、現行制度でも、農地法 3 条 1 項に基づく許可申請書の記載事項として、信託の引き受けにより農地所有権等が取得される場合に信託契約の内容を記載することを要求しており（改正農地法施行規則 11 条 1 項 9 号；記載すれば農地法 3 条 2 項により許可が行われません。）、改正強化促進法施行規則 15 条の 9 第 4 号トは、経営発展法人制度の導入に伴う創設的規定と解釈することは難しいと考えられます。

ると考えられ、承認組合の数・規模の拡大が期待されます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com